

福井県議会規則第 号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

福井県議会会議規則（昭和四十八年福井県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「協議等の場」の下に「（政治倫理審査会を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十九年福井県条例第五十四号）第六条第一項の福井県議会政治倫理審査会（第五項において「政治倫理審査会」という。）を協議等の場として設ける。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に福井県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十九年福井県条例第五十四号）第六条第一項の規定に基づき設置されている福井県議会政治倫理審査会については、この規則による改正後の第二百二十九条の規定を適用する。

提案理由

福井県議会政治倫理審査会を協議等の場とするため、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。